

(2) 実務者検討会・作業部会検討状況

<実務者検討会>

会議	開催日	内 容
第1回	H19年5月30日	・実務者検討会要綱の承認、検討会の進め方、各事業体の事業概要説明
第2回	H20年3月26日	・平成19年度「九十九里地域・南房総地域水道実務者検討会」作業部会の検討状況について（報告） ・平成20年度以降の検討内容（案）について ・実務者検討会設置要綱の改正（案）について
第3回	H21年3月19日	・平成20年度検討状況について ・平成21年度検討項目及びスケジュールについて
第4回	H21年11月5日	・九十九里地域・南房総地域水道実務者検討会検討結果（報告）について

<作業部会>

会議	開催日	内 容
第1回	H19年6月7日	・平成19年度の作業スケジュール及び資料作成の提案 ※作成資料、各企業団の現状及び課題と長期見通し
第2回	7月26日	・各企業団の現状と課題の抽出 ※抽出項目：「水需要」「施設」「水質」「危機管理」「職員」「経営」「その他」
第3回	8月10日	・水需要の現状と課題について
第4回	8月31日	・施設の状況と課題について
第5回	9月18日	・職員及び経営の現状と課題について
第6回	10月12日	・水質及び危機管理の現状と課題について
第7回	12月24日	・長期見通しの検討 ※検討項目：「水需給」「施設整備」「職員」「財政収支」の各見通し
第8回	H20年1月31日	・平成19年度の検討内容について ・中間取りまとめ（骨子）の検討
第9回	2月22日	・平成19年度「九十九里地域・南房総地域水道実務者検討会」作業部会の検討状況について（素案）の検討 ・平成20年度以降の検討内容について
第10回	3月19日	・平成19年度「九十九里地域・南房総地域水道実務者検討会」作業部会の検討状況について（案）の検討 ・平成20年度以降の検討内容について

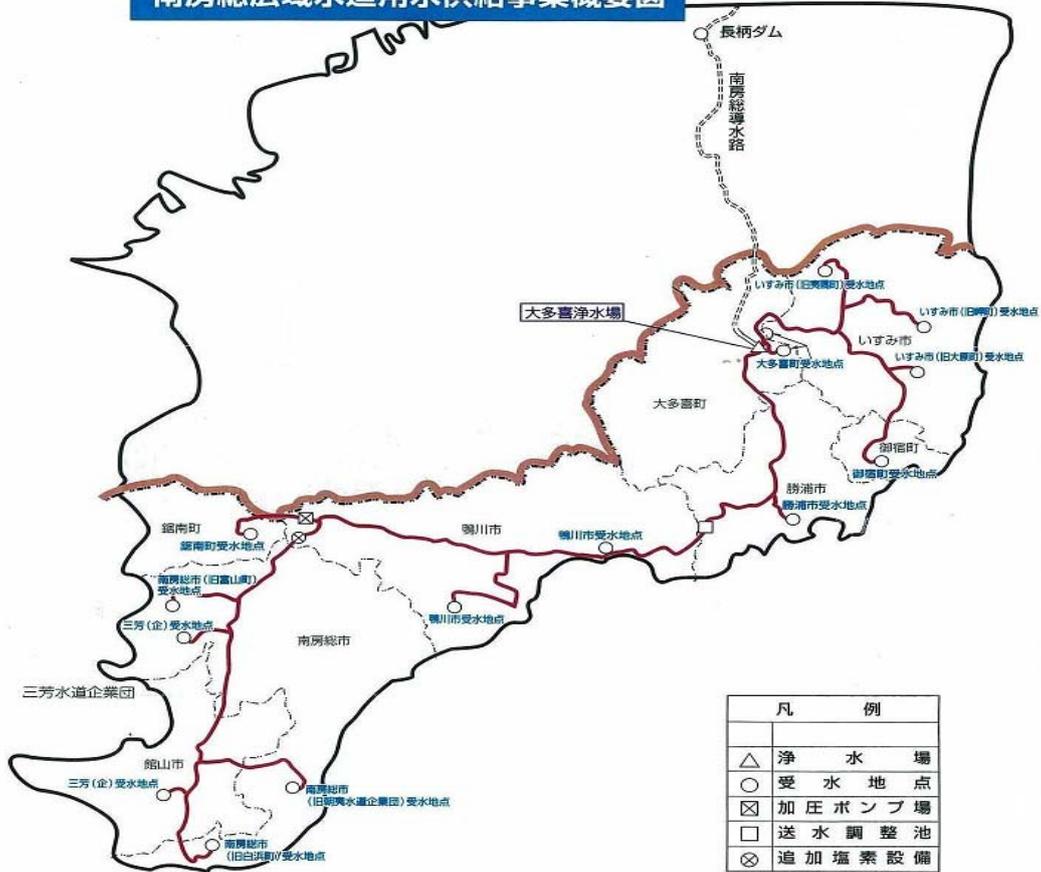
会議	開催日	内 容
第 11 回	H20年 4月 30日	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等への提供資料（平成 19 年度実務者検討会の検討状況）について ・平成 20 年度の検討スケジュール（案）について
ヒアリング	5月 29日	（南房総広域水道企業団） <ul style="list-style-type: none"> ・企業団が作成した長期見通し
ヒアリング	6月 11日	（九十九里地域水道企業団） <ul style="list-style-type: none"> ・企業団が作成した長期見通し
第 12 回	7月 14日	<ul style="list-style-type: none"> ・長期見通し（統合しない場合）について ・長期見通し（統合する場合）について
第 13 回	9月 3日	<ul style="list-style-type: none"> ・長期見通し（統合しない場合）について ・長期見通し（統合する場合）について
第 14 回	11月 21日	<ul style="list-style-type: none"> ・長期見通し（統合しない場合）について ・長期見通し（統合する場合）の作成について
第 15 回	H21年 2月 27日	<ul style="list-style-type: none"> ・長期見通し（統合しない場合）の作成について ・長期見通し（統合する場合）の作成について
第 16 回	5月 25日	<ul style="list-style-type: none"> ・長期見通し（統合しない場合）の作成について ・長期見通し（統合する場合）の作成について ・平成 21 年度（5 月～7 月）検討スケジュール
第 17 回	7月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ・長期見通し（統合する場合）の作成について ・実務者検討会検討結果報告の骨子について
第 18 回	8月 12日	<ul style="list-style-type: none"> ・長期見通し（統合する場合）の作成について ・末端給水事業体の長期見通しについて ・実務者検討会検討結果報告（素案）について
第 19 回	9月 24日	<ul style="list-style-type: none"> ・長期見通し（統合する場合）の作成について ・実務者検討会検討結果報告（素案）について

(3) 企業団概要図

九十九里地域水道企業団概要図



南房総広域水道用水供給事業概要図



(4) 企業団例規集

○ 九十九里地域水道企業団規約

昭和 46 年 12 月 1 日
千葉県指令第 2459 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この企業団は、近代的な都市及び農村を建設するため、水道の普及整備を図り、九十九里地域における環境衛生の向上、住民福祉の増進及び産業経済の発展を図ることを目的とする。

(企業団の名称)

第 2 条 この企業団は、九十九里地域水道企業団(以下「企業団」という。)という。

(企業団を組織する市町村)

第 3 条 企業団は、次の市町村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。
匝瑳市、東金市、山武市、茂原市、大網白里町、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町

(共同処理する事務)

第 4 条 企業団は、関係市町村の区域(山武市については、[別表](#)に掲げる区域とする。)の水道用水供給事業を経営するための施設の建設及び維持管理並びにこれに附帯する一切の事務を共同処理する。

(事務所の位置)

第 5 条 企業団の事務所は、千葉県東金市東岩崎 2 番地 3 に置く。

第 2 章 議会

(議会の議員の定数及び議員の選挙の方法)

第 6 条 企業団の議会の議員(以下「企業団議員」という。)の定数は、11 人とする。

2 企業団議員は、企業長及び副企業長の属する関係市町村以外の関係市町村の長をもって充てる。

3 関係市町村の長が欠けたときは、当該関係市町村の副市町村長(副市町村長が欠けたときはその職務を代理する者)をもって企業団議員に充てる。

(企業団議員の任期)

第 7 条 企業団議員の任期は、当該市町村長の任期によるものとする。

(議長及び副議長)

第 8 条 企業団の議会に議長及び副議長 1 人を置く。

2 議長及び副議長は、企業団議員のうちから企業団の議会において選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期によるものとする。

第 3 章 執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第 9 条 企業団に、企業長及び副企業長 1 人を置く。

2 企業長及び副企業長は、関係市町村の長のうちから互選する。

3 企業長及び副企業長の任期は当該市町村長の任期によるものとする。

(理事会)

第 10 条 企業団に、理事会を置く。

2 理事会は、企業長及び副企業長の属する関係市町村以外の関係市町村の長並びに関係市町村の議会の議長をもって構成する。

3 理事会は、企業団の運営に関し、必要な事項を協議するものとする。

4 理事の任期は、関係市町村の長及び関係市町村の議会の議長の任期によるものとする。

(監査委員の設置及び選任方法)

第 11 条 企業団に、監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから企業長が、企業団の議会の同意を得て選任する。

(監査委員の任期)

第 12 条 監査委員の任期は 4 年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことができる。

(職員)

第 13 条 企業団に、職員を置き、企業長がこれを任免する。

2 前項の職員の定数は、条例でこれを定める。

第 4 章 経費の負担等

(企業団の経費の支弁の方法)

第 14 条 企業団の経費は、料金、企業債、補助金、負担金、出資金、借入金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 前項に規定する負担金、出資金及び借入金に係る関係市町村の負担割合は、分賦基本水量と給水量を基準とし、企業団議会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、千葉県知事の許可があった日から施行する。

附 則(昭和 47 年 8 月 4 日千葉県指令第 1786 号)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 47 年 5 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 48 年 5 月 22 日千葉県指令第 1429 号)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 48 年 5 月 22 日から適用する。

附 則(昭和 50 年 5 月 6 日千葉県指令第 1513 号)

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第 5 条については、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 59 年 1 月 26 日千葉県指令第 284 号の 8)

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第 3 条については、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 4 年 4 月 30 日千葉県地指令第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規約は、千葉県知事の許可があった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の九十九里地域水道企業団規約第 11 条第 2 項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則(平成 6 年 9 月 12 日九水企告示第 3 号)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日千葉県市指令第 90 号)

この規約は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 13 日千葉県市指令第 56 号)

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

板附(672 番地～676 番地、677 番地 1、677 番地 2 及び 678 番地～686 番地を除く。)、市場、井之内、親田、上横地、川崎、木戸、草深、小泉、五木田、小松、柴原、島、嶋戸、下横地、白幡、真行寺、津辺、寺崎、殿台、富口、富田、富田幸谷、成東、新泉、野堀、早船、姫島、松ヶ谷、本須賀、湯坂、和田、蓮沼イ、蓮沼ニ、蓮沼ハ、蓮沼平、蓮沼ホ、蓮沼ロ、松尾町祝田、松尾町大堤、松尾町小川、松尾町折戸、松尾町借毛本郷、松尾町蕪木、松尾町上大蔵、松尾町金尾、松尾町木刀、松尾町五反田、松尾町古和、松尾町猿尾、松尾町下大蔵、松尾町下野、松尾町下之郷、松尾町高富、松尾町武野里、松尾町田越、松尾町八田、松尾町引越、松尾町広根、松尾町富士見台、松尾町松尾、松尾町水深、松尾町本柏、松尾町本水深、松尾町谷津及び松尾町山室
--

○ 九十九里地域水道企業団水道事業の設置に関する条例

昭和 46 年 12 月 16 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)の規定に基づき、水道事業の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(水道事業の設置)

第 2 条 企業団に、水道用水供給事業を設置する。

(経営の基本)

第 3 条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 供給対象は、八匝水道企業団、山武郡市広域水道企業団及び長生郡市広域市町村圏組合とする。

3 1 日最大給水量は、194,100 立方メートルとする。

(組織)

第 4 条 法第 14 条の規定に基づき、水道事業の事務を処理するため事務局を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第 5 条 法第 33 条第 2 項の規定により、予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(土地については 1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 4 項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任額が 50 万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付き寄附の受領等)

第 7 条 水道事業の業務に関し、法第 40 条第 2 項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付き寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が 100 万円以上のもの、及び法律上企業団の業務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 100 万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成及び公表)

第 8 条 水道事業に関し、法第 40 条の 2 第 1 項の規定に基づき、毎事業年度 4 月 1 日から 9 月 30 日までの業務の状況を説明する書類を 11 月 30 日までに、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの業務の状況を説明する書類を 5 月 31 日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11 月 30 日までに作成する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5 月 31 日までに作成する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概要
 - (2) 経理の状況
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため企業長が必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができない場合においては、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年12月1日から適用する。

附 則(昭和47年9月5日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年5月1日から適用する。

附 則(昭和48年6月7日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年5月22日から適用する。

附 則(昭和52年4月15日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月2日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年8月30日条例第2号)

この条例は、厚生大臣による事業変更認可のあった日から施行する。

〇 九十九里地域水道企業団水道用水供給条例

昭和 52 年 4 月 15 日
条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、九十九里地域水道企業団(以下「企業団」という。)が行う水道用水の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給水対象)

第 2 条 企業団の給水対象は、八匝水道企業団、山武郡市広域水道企業団及び長生郡市広域市町村圏組合(以下「受水者」という。)とする。

(給水料金)

第 3 条 給水料金は、次に定める基本料金と使用料金との合算額に 100 分の 105 を乗じて得た額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

(1) 基本料金 次に掲げる金額の合算額とする。

イ 企業団と受水者が協議して定める水量を基本水量とし、当該基本水量に 1 立方メートルにつき 127 円を乗じて得た額

ロ [別表第 1](#) の調整池施設に係る金額

(2) 使用料金 受水者が使用した水量を使用水量とし、当該使用水量 1 立方メートルにつき 23 円を乗じて得た額

(使用水量の測定)

第 4 条 使用水量は、計量器により測定する。

(給水料金の徴収)

第 5 条 料金は、企業長の定めるところにより徴収する。基本料金については、5 月、8 月、11 月及び 2 月に、使用料金については、毎月徴収する。

(給水料金の減免等)

第 6 条 企業長は、災害その他特別の事情により必要があると認めるときは、料金の減免の措置を講ずることができる。

(給水の制限又は停止)

第 7 条 給水は、災害等やむを得ない場合を除くほか、制限又は停止しない。

2 給水の制限又は停止のため受水者が、損害を受けることがあっても企業団は、その責めを負わない。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 52 年規則第 1 号で、昭和 52 年 7 月 1 日から施行)

附 則(昭和 60 年 2 月 27 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 8 月 31 日条例第 2 号)

この条例は、昭和 60 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月 2 日条例第 3 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 昭和 62 年度から昭和 66 年度までの各年度の基本料金は、第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、第 3 条第 1 号の規定により算出した金額から、八匝水道企業団及び山武郡市広域水道企業団については、附則別表第 1 に掲げる各年度の高額を控除した金額とし、長生郡市広域市町村圏組合については、第 3 条第 1 項の規定により算出した金額に附則別表第 1 に掲げる各年度の高額を加えた金額とする。

附則別表第 1

(単位：円)

年度	八匝水道企業団	山武郡市広域水道企業団	長生郡市広域市町村圏組合
62	51,611,806	102,273,492	153,885,298
63	54,192,396	107,387,166	161,579,562
64	108,384,793	214,774,334	323,159,127
65	159,996,599	317,047,825	477,044,424
66	157,416,009	311,934,150	469,350,159

附 則(昭和 63 年 2 月 29 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 2 月 17 日条例第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(料金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の九十九里地域水道企業団水道用水供給条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年 4 月 30 日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月 30 日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。

附 則(平成 3 年 8 月 30 日条例第 4 号)

(施行期間)

- 1 この条例は、厚生大臣による事業変更認可のあった日から施行する。
- 2 この条例による改正後の九十九里地域水道企業団水道用水供給条例の規定にかかわらず、厚生大臣による事業変更認可のあった日以前に料金の支払が確定された基本料金イについては、なお従前の例による。

附 則(平成 7 年 2 月 27 日条例第 1 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の九十九里地域水道企業団水道用水供給条例の規定にかかわらず、施行日前に料金の支払が確定された基本料金ロ及び使用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年 2 月 28 日条例第 1 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

[別表第 1](#)

受水者\	償還元利金のうち調整池施設についてはそれぞれ下欄の施設とする。
八匝水道企業団	光調整池、八日市場調整池
山武郡市広域水道企業団	松尾調整池、成東調整池、東金調整池、大網調整池
長生郡市広域市町村圏組合	茂原調整池

○ 南房総広域水道企業団規約

平成2年8月1日
千葉県地指令第7号

改正 平成4年2月13日千葉県地指令第20号 平成17年1月28日千葉縣市指令第19号
平成17年11月28日千葉縣市指令第24号 平成18年3月13日千葉縣市指令第72号
平成19年1月31日千葉縣市指令第46号

第1章 総則

(企業団の名称)

第1条 この企業団は、南房総広域水道企業団（以下「企業団」という。）という。

(企業団を組織する市町)

第2条 企業団は、館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町及び鋸南町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 企業団は、夷隅郡市と安房郡市における水道の普及整備を図り、もって環境衛生の向上、住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(共同処理する事務)

第4条 企業団は、前条の目的を達成するため、水道用水供給事業の経営に関する事務を共同処理する。

(事務所の位置)

第5条 企業団の事務所は、大多喜町に置く。

第2章 議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第6条 企業団の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、6人とする。

2 企業団議員は、企業長及び副企業長の属する関係市町以外の関係市町の長をもって充てる。

3 企業団議員である関係市町の長が欠けたときは、その職務を代理する者をもってこれに充てる。

(企業団議員の任期)

第7条 企業団議員の任期は、当該関係市町の長の任期によるものとする。

(議長及び副議長)

第8条 企業団の議会に議長及び副議長1人を置く。

2 議長及び副議長は、企業団議員のうちから企業団の議会において選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期によるものとする。

第3章 執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第9条 企業団に企業長及び副企業長1人を置く。

2 企業長及び副企業長は、関係市町の長の互選による。

3 企業長及び副企業長の任期は、当該関係市町の長の任期によるものとする。

(監査委員)

第10条 企業団に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから企業長が企業団の議会の同意を得て選任する。

(監査委員の任期)

第11条 監査委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことができる。

(職員)

第12条 企業団に職員を置き、その定数は条例で定める。

2 前項の職員は、企業長が任免する。

第4章 経費の負担等

(企業団の経費の支弁の方法)

第13条 企業団の経費は、料金、企業債、補助金、負担金、出資金、借入金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 前項に規定する負担金、出資金及び借入金の関係市町の負担割合は、分賦基本水量と給水量を基準とし、企業団の議会の議決を経て定める。

附 則

1 この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

2 企業団が水道法(昭和32年法律第177号)第26条による厚生大臣の水道用水供給事業経営の認可を得るまでの間に行う事業については、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定の全部を適用する。

附 則(平成4年2月13日千葉県地指令第20号)

(施行期日)

1 この規約は、千葉県知事の許可があった日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の南房総広域水道企業団規約第10条第2項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則(平成17年1月28日千葉縣市指令第19号)

この規約は、平成17年2月11日から施行する。

附 則(平成17年11月28日千葉縣市指令第24号)

この規約は、平成17年12月5日から施行する。

附 則(平成18年3月13日千葉縣市指令第72号)

この規約は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成19年1月31日千葉縣市指令第46号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

○ 南房総広域水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例

平成2年8月9日

条例第1号

改正 平成10年8月12日条例第3号

平成17年2月7日条例第2号

平成17年12月1日条例第4号

平成18年3月17日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）に基づき、水道用水供給事業の設置、経営の基本及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(水道用水供給事業の設置)

第2条 企業団は、水道用水供給事業を設置する。

(経営の基本)

第3条 水道用水供給事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営しなければならない。

2 供給対象は、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町及び三芳水道企業団とする。

3 給水量は、1日最大55,060立方メートルとする。

(組織)

第4条 法第14条の規定により企業長の権限に属する事務を処理させるため、事務局を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道用水供給事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ又は譲渡(不動産信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第4項の規定により水道用水供給事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付き寄附の受領等)

第7条 水道用水供給事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付き寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上南房総広域水道企業団の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書の作成及び公表)

第8条 企業長は、水道用水供給事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を6月30日までに作成し公表しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類（以下「業務状況説明書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する業務状況説明書においては前事業年度の決算の状況を、6月30日までに提出する業務状況説明書においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概要

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道用水供給事業の経営状況を明らかにするため、企業長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事由により第1項に定める期日までに業務状況説明書を作成し、公表することができなかつた場合においては、企業長は、その事由が消滅した後、速やかにこれを作成し、公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成2年8月1日から適用する。ただし、第2条、第3条第2項及び第3項の規定は、水道法（昭和32年法律第177号）第26条による厚生大臣の水道用水供給事業経営の認可を受けた日から施行する。

附 則（平成10年8月12日条例第3号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成17年2月7日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

（南房総広域水道企業団水道用水供給条例の一部改正）

2 南房総広域水道企業団水道用水供給条例（平成8年南房総広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、天津小湊町」を削る。

（南房総広域水道企業団情報公開条例の一部改正）

3 南房総広域水道企業団情報公開条例（平成16年南房総広域水道企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、白浜町及び天津小湊町」を「及び白浜町」に改める。

附 則（平成17年12月1日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年12月5日から施行する。

（南房総広域水道企業団水道用水供給条例の一部改正）

2 南房総広域水道企業団水道用水供給条例（平成8年南房総広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「勝浦市」の次に「、いすみ市」を加え、「夷隅町、御宿町、大原町、岬町」を「御宿町」に改める。

（南房総広域水道企業団情報公開条例の一部改正）

3 南房総広域水道企業団情報公開条例（平成16年南房総広域水道企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「勝浦市」の次に「、いすみ市」を加え、「夷隅町、御宿町、大原町、岬町」を「御宿町」に改める。

附 則（平成18年3月17日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

（南房総広域水道企業団水道用水供給条例の一部改正）

2 南房総広域水道企業団水道用水供給条例（平成8年南房総広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「鴨川市」の次に「、南房総市」を加え、「富山町、鋸南町、白浜町、三芳水道企業団及び朝夷水道企業団」を「鋸南町及び三芳水道企業団」に改める。

（南房総広域水道企業団情報公開条例の一部改正）

3 南房総広域水道企業団情報公開条例（平成16年南房総広域水道企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「鴨川市」の次に「、南房総市」を加え、「、富山町、鋸南町及び白浜町」を「及び鋸南町」に、「所在市町村」を「所在市町」に改め、「及び朝夷水道企業団」を削る。

○ 南房総広域水道企業団水道用水供給条例

平成8年8月26日
条例第2号

改正	平成9年3月14日条例第2号	平成10年8月12日条例第4号
	平成12年3月9日条例第3号	平成17年2月7日条例第1号
	平成17年2月7日条例第2号	平成17年12月1日条例第4号
	平成18年3月17日条例第2号	

(趣旨)

第1条 この条例は、南房総広域水道企業団（以下「企業団」という。）が行う水道用水の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給水対象)

第2条 企業団の給水対象は、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鴨川市、南房総市、鋸南町及び三芳水道企業団（以下「受水者」という。）とする。

(受水量の申込)

第3条 給水を受けようとする受水者は、企業長に対し、毎年4月1日から翌年3月31日までの年間予定使用水量を定めて受水量の申込みをし、その承諾を受けなければならない。

(給水料金)

第4条 給水料金は、次の各号に掲げる区分とし、その額はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本料金 受水者と企業団が協議して定める一日最大給水量にその年の日数を乗じて得た水量を基本水量とし、当該基本水量に1立方メートルにつき125円42銭を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額に相当する金額
- (2) 使用料金 受水者が使用した水量を使用水量とし、当該使用水量に1立方メートルにつき26円70銭を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額に相当する金額。ただし、一日あたりの使用水量が、受水者と企業団が協議して定める一日最大給水量を超えた水量については1立方メートルにつき152円12銭を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額に相当する金額とする。

(使用水量の測定等)

第5条 使用水量は、企業団の設置した計量器により測定する。ただし、計量器により使用水量を測定することが不可能、又は不相当と認められる場合の認定基準については、企業長が別に定める。

(給水料金の徴収)

第6条 給水料金は、企業長が別に定めるところにより毎月徴収するものとする。

(給水料金の減免等)

第7条 企業長は、災害その他特別の事情により必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず給水料金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(給水の制限又は停止)

第8条 企業長は、災害、水道施設の損傷、公益上の必要がある場合、その他やむを得ない場合を除くほか、給水を制限又は停止をしない。

2 企業長は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを通知する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

3 企業団は、第1項の規定による給水の制限又は停止のため、受水者が損害を受けることがあってもその責を負わない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月14日条例第2号)

(施行期日)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年8月12日条例第4号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年3月9日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(基本水量の調整)

2 第4条第1号の規定にかかわらず、平成16年度までの基本水量は、企業長が別に定める水量とする。

附 則 (平成17年2月7日条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月7日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

附 則 (平成17年12月1日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年12月5日から施行する。

附 則 (平成18年3月17日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。